○金沢市立工業高等学校における授業料の減免に関する要綱

昭和56年3月31日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例(昭和23年5月5日条例第297号。以下「条例」という。)第7条の規定による授業料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。 (減免の対象者)
- 第2条 条例第7条第3号の規定に該当する者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 母子世帯および兄弟姉妹の世帯に属する者で授業料の納入が困難であるもの
 - (2) 父子世帯または母子世帯に属する者で父または母が交通事故により、死亡し授業料の納入が困難であるもの
 - (3) その世帯の生計を立てていた者が交通事故により身体に障害(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第 286号)別表に定める第1級から第3級までの等級に該当する障害をいう。)を有することになった世帯に属する者で授業料の納入が困難であるもの。
 - (4) 家庭の貧困により、授業料の納入が困難である者で、次のアからオまで掲げる要件の一に該当するもの ア 保護者(生徒が成人の場合は本人イおよびウにおいて同じ。)が所得税を納付しないこととなる者であること
 - イ 保護者の市町村民税が非課税である者または、均等割のみ納付している者であること。
 - ウ 保護者が、国民年金の保険料の納付を免除されている者であること。
 - エ 同一生計に属する者が、児童扶養手当の支給を受けている者であること。
 - オ 同一生計に属する者が、市町村から就学援助を受けている者であること。
 - (5) その他前各号に準ずる者で授業料の納入が困難なもの。

(減免の期間)

- 第3条 条例第7条の規定に基づき、授業料の減免を受けることができる期間は、減免の申請を受理した日の属する月の翌月から当該減免を決定した日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第7条第2号に規定する場合にあっては、授業料の減免を受けることができる期間は、減免の申請を受理した日の属する月の翌月から1年以内とする。

(減免の申請)

- 第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、学校長を 経由して市長に提出しなければならない。
 - (1)家庭状況調書(様式第2号)
 - (2)条例第7条各号に該当する者であることを証明するに足りる書類

(減免の決定)

- 第5条 授業料の減免の決定は、前条の申請書およびその添付書類審査によって行うものとする。
- 2 市長は、授業料の減免の決定をしたときは、授業料減免決定通知書(様式第3号)を学校長を経由して当該生徒 および保護者に通知するものとする。

(減免の辞退)

第6条 授業料の減免を受けている者で、当該減免を辞退するときは、授業料減免辞退届出書(様式第4号)を学校長 を経由して市長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

- 第7条 市長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号の1に該当するときは、その者に対する減免を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の事由により減免を受けていることが明らかになったとき。
 - (2)停学の処分を受けたとき。
 - (3)条例第7条各号に該当する者でなくなったとき。
- 2 市長は、授業料の減免を取り消したときは、学校長を経由して当該生徒および保護者に通知するものとする。 附 則
- この要綱は、昭和56年度からの授業料について適用する。 附 則
- この要綱は、昭和58年度分からの授業料について適用する。

様式第1号(第4条関係)

授業料減免申請書

令和 年 月 日

金沢市長 あて

(生 徒) 氏 名

保護者氏名

次の理由により、関係書類を添えて、授業料の減免を申請します。

申	氏	名					<u>4</u>	上 年 引 日		年	月	日生
請	住	所		市郡	田	•						
者(生	学村	交名	金沢市立コ	二業高等学	校							
徒)	学和 学	^{科名} 年		学科	第	学	年	入生年。			年	月入学
保護	氏	名				申	請者(<u>/</u> 続	生徒)と 柄	0			
者等	住	所	市郡	町 村			職 (勤和	業 				
申		減額 免除		円	減 免 期	の 間		年	月	から	年	月まで
請する額・期間及び理由	1. 生》 2. 保 3. 保 4. 保 5. 同 6. 同 7. 保 8. 災	雙者(生 雙者(生 要者(生 一生計) 一生計り 要者(生 事より家	法に規定する{被 徒が成人の場合 徒が成人の場合 徒が成人の場合 こ属する者が児童 こ属する者が市町 徒が成人の場合 屋の{流失・全壊	は本人)のは本人)が は本人)が では本人)が では本人)が は本人)が では本人)が	の所得税が の市町村民 の支給を登 学援助費を び災害により 焼・半焼・)	非課税 税が の保 受けて で受け (国和	说である。 非課税	・均等割 内付を免 め。 こめ。 ・税}の流	成免を	いている 受けた:	るため。	ð.

※「減免の理由」は、該当する理由の番号を○で囲むこと。

様式第2号(第4条関係)

家庭 状況 調書

	情者 :徒) 名				申請 ⁵ (生 住					
	続き権	丙 氏	名	年齢	同居 別居 の別		業又は勤務先 校名及び学年)	1 年間の 収入見込額 (税込み)	備考	
	父			歳				万円		
	母									
家	申請者生徒本									
族の										
状										
況										
計										
申請者が交通遺児等の場			区分	死亡又は後遺障害の別				自動車事故日		
合における保護者の状況			保護者	死亡・後遺障害(第 級)				年月	日	

(記入上の注意)

- 1 家族の状況は、父母及び生計を共にする者全員について記入すること。
- 2 保護者が死亡又は傷病の場合は、備考欄にその年月日及び死亡原因又は傷病名を記入すること。

様式第3号(第5条関係)

授業料等減免決定通知書

年 月 日

金沢市立工業高等学校

制 課程 科 第 学年

氏 名

保護者等氏名 様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった授業料の減免については、下記のとおり 決定したので通知します。

記

- 1.減免の額 月額
- 「2.減免の期間 年 月から 年 月まで

様式第4	문	(笙	6	冬	閗	(区)
1X 1 7 7 7	\neg	\ // /	"	\sim	1	1214

授業料等減免辞退届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

 金沢市立工業高等学校
 課程

 科第
 学年

申請者(生徒)

氏 名

現住所

保護者等

氏 名

現住所

年 月分から授業料の減免を受けていましたが、下記の理由により 月分から 減免を辞退しますので、届け出ます。

記

- 1. 減免の決定のあった授業料の額
- 2. 辞退の理由